

新型コロナウイルスに係る今後の産業振興対策について

1 事業者の状況及び今後の事業者支援について

上記の件について以下のとおりとする。

(1) 事業者の状況

ア コロナ融資の状況等

融資のあっせん件数は現在 2,300 件を超える実績となっているが、7月以降減少したこと及びすみだビジネスサポートセンターや区内金融機関での聞き取りから、資金繰りは夏以降、一旦落ち着いている状況にある。

前向きに取り組み、活路を求めている事業者は、売り上げ回復のための対策を検討しているが、融資の限度額まで活用し終えたため、その対策のための追加融資を受けるのは難しいものと推察される。

イ 企業調査からの分析等

- ・コロナ禍における打開策として、新商品・新サービスの開発や設備投資を計画する企業が多くみられたことから、将来を見据えた取組を後押しする対策が必要である。
- ・働き方改革に取り組む事業者や雇用支援を求める事業者が多く、人材確保・定着に対する支援への需要が大きい。

(2) 課題及び課題解決に向けた考え方

ア 課題

事業転換・事業革新等（事業構造の多様化・高度化）

事業者の潜在力を高めるため、コロナ禍でも成長できる事業構造の多様化・高度化を図ること。

人材確保・人材定着

の成長を支える人材を確保し定着させること。

イ 課題解決に向けた考え方

事業者は上記の課題を解決するための資金手当てを必要としていることから、区が新たな補助制度を創設し事業者の取組を後押ししていく。また、この制度創設に併せて事業者のための福利厚生事業のあり方を見直し、就業環境整備のための支援を推進していく。

事業者の取組の例

事業転換・事業革新等（事業構造の多様化・高度化）の例

- ・3Dプリンタを導入し、医学生や現場の医師の技能向上に寄与する血管模型を開発する。
- ・アルコール飲料製造事業者が医療用アルコールの製造機を導入し事業転換を図る。
- ・海外から仕入れていた加工品が入手困難になったため内製化する設備を導入する。等

人材確保・人材定着の対策例

- ・就業規則の作成・修正
- ・オフィスの改善等、就労環境の整備 等

(3) 事業効果

事業転換・事業革新等（事業構造の多様化・高度化）への支援

- ・新市場への参入や新規顧客獲得を支援することで、安定した成長が見込める事業者を輩出する効果がある。
- ・課題解決に真摯に向き合う事業者の集積が墨田区の価値を高めることに繋がる。

人材確保・人材定着の支援

- ・区内企業の体制強化及び区内中小企業のイメージ向上に繋げ、事業が持続・発展することへ寄与すること、また当区へ優秀な人材を呼び込む一助となる。

2 キャッシュレス決済促進・ポイント還元事業の実施結果及び今後の展開について

令和 2 年 10 月に実施したキャッシュレス決済促進・ポイント還元事業の実施結果及び今後の展開等は以下のとおりである。

(1) 結果と課題

- | | |
|---------------------|---------------|
| ・ ポイント還元金総額 | 200,407,493 円 |
| ・ Pay Pay 決済による総売上額 | 817,087,897 円 |
| ・ 最終参加店舗数 | 2,040 店舗 |

ア 結果

- ・ 参加店舗の約 7 割の店舗において、キャッシュレス決済が行われた。
- ・ 参加店舗全体の取引額は、前月比で 600%増であった。
- ・ 日常生活用品をストックできる酒屋、昼食等で気軽に使えるパン屋、一回当たりのポイント付と上限の利用が見込める焼肉店・美容室・ネイルサロン・スーパー等の業態の売上が伸びた。
- ・ 自ら、今回の事業と連動し、キャッシュレス決済を PR している店舗の売上が伸びた。
- ・ 事業期間後半では、右肩上がりでもキャッシュレス決済が増加し、前半に対し倍以上の消費となった。

【経済効果】

- ・ 約 2 億円のポイント還元がされ、区内の個店に、約 8 億 2 千万円の消費刺激となった。
- ・ 予算に対する効果としては、単純試算で約 4 倍の波及効果となった。今後は、更に付与されたポイントの消費が期待される。

イ 課題

- ・ ホームページ、SNS、事業実施チラシの全戸配布等、周知に努めたが、事業実施を知らなかった区民も多く、消費喚起の効果が表れるのに時間がかかった。
- ・ ITリテラシーが十分でない高齢者やスマートフォンを所持していない方たちの機会喪失があった。
- ・ キャッシュレス決済の消費喚起効果の認識が充分ではないと考えられていた店舗では、参加店舗として登録されているが、実際には店舗側の都合でキャッシュレス決済が使えない場合があった。

(2) 今後の予定提案

本事業に参加した店舗からは、コロナ禍における商業支援策として高い評価があり、再度の実施に対する強い要望があることから、課題解決に向けた取組を行ったうえで、消費の落ち込みを抑制するため、下記のとおり、本年 10 月実施と同規模のキャッシュレスポイント還元事業を実施する。

ア 実施時期 令和 3 年 2 月 1 日(月)～28 日(日)

イ 実施内容 ポイント還元率 30% ポイント上限額 12,000 円相当/月

ウ 予算措置 別途、補正予算案として提案する。

エ その他

- ・ 実施の詳細については、墨田区商店街連合会と協議することとする。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の状況によっては、事業の中止を検討する。